

令和7年度 市町村職員研修計画（案）

1 基本方針

近年では、人口の減少や少子高齢化をはじめ、デジタル社会の急速な進展や脱炭素化に向けた動き、大規模災害のリスク増大など社会を取り巻く環境が大きく変化しています。そのような社会情勢の中、市町村は多くの課題の克服を目指し、新たな分権時代に向けて市町村自治の可能性を拓いて行くことが重要となっています。

さらに、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応していくためには、職員の持つ可能性や能力を最大限引き出すことができる効果的な人材育成の推進が重要です。特に、市町村職員一人ひとりに個性豊かな地域づくりを進める上で必要な政策形成能力等の向上と地域住民等とのパートナーシップを促進するためのスキルの開発が求められ、新たな時代を担う市町村職員の育成が大きな行政課題でもあります。また、加えて、多くの市町村が喫緊の課題として捉えている職員の離職問題に向き合い、働きがいのある職場づくりと職員のやる気を高めるための具体的な取り組みを進めていかなければなりません。

このため、市町村は新しい地方行政に対応することができる人材育成を積極的に推進し、中長期的な展望に立った人材育成計画の策定と研修事業の成果を的確に評価し、費用対効果を踏まえつつ、職場内研修をはじめとして総合的な能力開発を推進できる効果的な研修を実施することが必要です。

このような基本認識の下、令和7年度の市町村職員研修事業は、前年度までの実施結果も踏まえ、職員のやる気を引き出し、これまで以上に分権時代に適切に対応できる職員、ひいては市町村が目指す職員像に適った職員を育成すべく、市町村等が行う研修と機能分担を図りながら次の基本方針に基づいて創意工夫を重ね、効率的・効果的な研修を実施します。

（1）市町村職員に求められる基礎能力の向上

常に住民に目を向け、新たな課題に積極的に取り組んでいく向上心豊かな人材が求められていることから、地方分権を推進する意識を持ち、自らの責任で考え、挑戦する意欲の向上を図り、困難な課題を解決するための想像力や判断力、行動力を備えた職員を育成します。

（2）マネジメント能力の向上

厳しい行財政環境の下、住民参加による効果的・効率的な行政運営が求められていることから、住民とのコミュニケーション、職場内におけるリーダーシップの発揮等、業務を目的

に沿って的確に運営していく能力の向上を図り、公務を担う者として、住民の信頼に応えるため、倫理性や責任感、業務を執行する能力を備えた職員を育成します。

(3) 政策法務能力の向上

時代の流れや行政需要の変化を先取りし、柔軟に対応できる創造性豊かな人材が求められていることから、未来を見据えた的確な判断と具体的な方策等を講じることができる企画力、問題解決能力、法務能力等の向上を図り、改革の時代に積極果敢にチャレンジする精神と現状を改善・改革する意識を備えた職員、また、自治体組織がより効果的に機能するため、自らの役割を理解し、指導力や協調性を備えた職員を育成します。

(4) 専門的知識技能の向上

地方分権の推進により市町村における業務の質的・量的拡大が見込まれることから、職務遂行に必要な専門知識や技能の向上を図り、多様化・高度化する住民のニーズを把握し的確な対応を行うため、コミュニケーション能力と高度の専門的知識・技能を備えた職員を育成します。

2 重点事項

(1) 研修内容の改善充実

多様化する行政需要に対応し得る柔軟な識見と能力を有する職員を育成するため、各研修課程の研修内容等について見直しを行い、研修ニーズに適応した研修科目を設定するとともに、研修受講者の積極的な研修意欲を引き出すため、演習や事例研究など共同討議方式の積極的な活用、各界各層で活躍している人材を講師として積極的に登用する等、時代に即応した研修内容の改善充実に努めます。

(2) 課題研究型研修の充実

複雑多様化する今日の政策課題に適切に対応できる能力を培うため、共同討議や研究を通じて課題等を発見し、解決の手法を見いだす政策形成能力の向上を図る研修の充実強化に努めます。

(3) 専門研修の充実強化

質の高い、きめ細かな住民サービスを提供するため、高度な専門知識等に基づく的確な業

務処理能力の向上を図る研修の充実強化に努めます。

特にD Xの推進によって、今後さらに市町村職員に必要な知識習得とD X人材育成につなげるための研修を強化し実施します。

※ D X（デジタル・トランスフォーメーション）：I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること（総務省「自治体D X推進計画概要」より）

（４）北海道職員との合同研修の実施

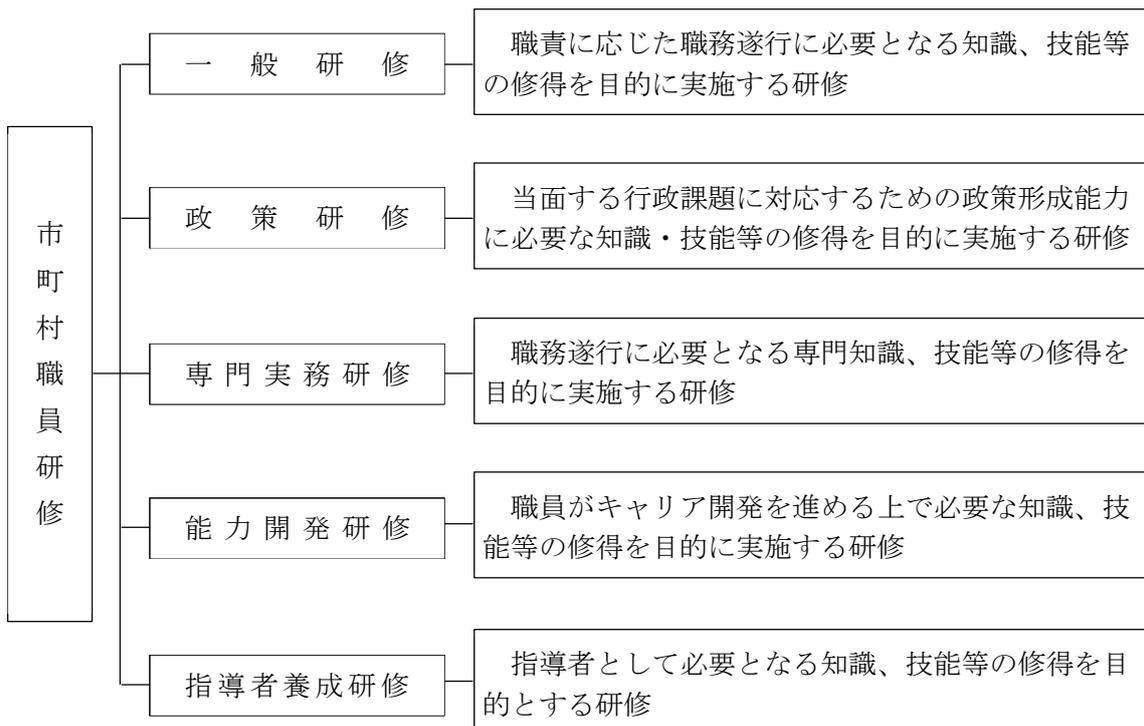
市町村職員と北海道職員とが、共通のテーマについて共同討議や意見交換等を行うことにより、相互理解と認識を深めることは市町村と北海道との協力関係を構築していく上からも重要であることから、引き続き北海道職員との合同研修を実施します。

（５）市町村等との連携強化

市町村職員研修のより一層の充実強化を図るため、市町村と密接に連携して効果的に実施するとともに、各市町村、地区町村会が独自に行う職員研修に対する助言や情報提供等について、積極的に協力支援を行います。

3 研修区分

令和7年度の研修は次の研修区分で実施します。



4 令和7年度研修の新設・改廃等

近年、多くの市町村が職員の離職、特に若い職員の離職を課題として捉えています。市町村で働く職員が職場や組織に対する愛着を高め、仕事への意欲向上と組織の活性化を目指し、より良い住民サービスの提供につなげるための研修「エンゲージメント」を新設します。

さらに、時代の変化とともに注目が集まり重要性が高まっているDXの推進に関して、基礎的な知識習得を目的とした研修「DX人材育成」を新設します。

また、受講者数が減少傾向で受講者ニーズの低下が顕著である「民法（オンライン）」を廃止いたします。※対面式（集合型）で開催する「民法」は、昨年度同様実施します。

なお、一般研修の「コンプライアンス」と「リスクマネジメント」、指導者養成研修の「接遇指導者養成」と「OJT指導者養成」については、それぞれ隔年で実施しており、本年度は「コンプライアンス」と「接遇指導者養成」を実施します。